

平成24年11月県議会 厚生・産業常任委員会 条例案資料

議第163号	滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例案	1
議第164号	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例案	3
議第165号	滋賀県医療法施行条例案	7
議第172号	滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例を廃止する条例案	9
議第199号	滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	13
議第200号	滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	17
議第201号	滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	21
議第202号	滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	25

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに
運営に関する基準を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105 号）（第 2 次一括法）の施行による社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正に伴い、従前、厚生労働省令で定められていた婦人保護施設の設備および運営に関する基準を当該省令で定める基準に従い、または参酌して条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) この条例は、社会福祉法の規定に基づき、婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) 婦人保護施設の設置者は、次号の基準を超えて、常に、当該婦人保護施設の設備および運営の向上をさせること等に努めなければならないこととします。（第 2 条関係）
- (3) 婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定めることとします。（第 3 条および別表関係）
- (4) この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

「滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例案」概要

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の施行により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、これまで国が一律に省令（婦人保護施設の設備および運営に関する基準（平成 14 年 3 月 27 日厚生労働省令第 49 号。以下「国基準」という。））で定めていた婦人保護施設の設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

2. 滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例案の制定内容

（1）条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、社会福祉法に基づく婦人保護施設です。

※大津市（中核市）の所管に属する婦人保護施設は除きます。

（2）県条例独自の規定

ア 設置者の責務として、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、職員に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

（3）その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準
を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、従前、厚生労働省令で定められていた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を当該省令で定める基準に従い、または参酌して条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) この条例は、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準（以下「基準」という。）を定めることとします。（第1条関係）
- (2) この条例における用語の定義について定めることとします。（第2条関係）
- (3) 基準の目的について定めることとします。（第3条関係）
- (4) 知事は、滋賀県社会福祉審議会の意見を聴いて、児童福祉施設に対し、基準を超えてその設備および運営を向上させるよう勧告することができることとします。（第4条関係）
- (5) 児童福祉施設の設置者は、基準を超えて、常に当該児童福祉施設の設備および運営を向上させること等に努めなければならないこととします。（第5条関係）
- (6) 次に掲げる児童福祉施設の種類に応じ、それぞれ基準を定めることとします。（第6条および別表第1から別表第14まで関係）
 - ア 助産施設
 - イ 乳児院
 - ウ 母子生活支援施設
 - エ 保育所
 - オ 児童厚生施設
 - カ 児童養護施設
 - キ 福祉型障害児入所施設
 - ク 医療型障害児入所施設
 - ケ 福祉型児童発達支援センター
 - コ 医療型児童発達支援センター
 - サ 情緒障害児短期治療施設
 - シ 児童自立支援施設
 - ス 児童家庭支援センター
- (7) その他
 - ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例案」概要

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部が改正され、これまで国が一律に省令(児童福祉施設の設置及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「国基準」という。))で定めていた児童福祉施設の設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

2 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例案の制定内容

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、児童福祉法に基づく「助産施設」、「乳児院」、「母子生活支援施設」、「保育所」、「児童厚生施設」、「児童養護施設」、「福祉型障害児入所施設」、「医療型障害児入所施設」、「福祉型児童発達支援センター」、「医療型児童発達支援センター」、「情緒障害児短期治療施設」、「児童自立支援施設」、「児童家庭支援センター」です。

※大津市(中核市)の監督に属する助産施設、母子生活支援施設、保育所を除きます。

(2) 県条例独自の規定

①児童福祉施設の共通事項

ア 設置者の責務として、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、職員に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

②乳児院、保育所および児童養護施設の独自規定

ア 職員の配置について、施設の設置者が、乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保護に直接従事する職員を配置するよう努めることを規定します。

県の考え方

施設の職員の配置基準は、国基準に従い、乳児院、保育所および児童養護施設の乳幼児数に応じた配置基準としますが、乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えた職員の配置に努めることを、施設の設置者の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

滋賀県医療法施行条例案要綱

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)(第2次一括法)による医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた病院等の施設および従業員の員数の基準等について条例で定めることとされたため、制定しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) この条例は、医療法の施行に関し必要な事項を定めることとします。(第1条関係)
- (2) この条例において使用する用語について定めることとします。(第2条関係)
- (3) 医療法第7条の2第1項または第2項の許可の申請がなされた場合における既存病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たって必要な補正の方法について定めることとします。(第3条・第4条関係)
- (4) 病院または医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならないこととします。(第5条関係)
- (5) 病院に置くべき従業者の員数について定めることとします。(第6条関係)
- (6) 病院の施設の基準について定めることとします。(第7条関係)
- (7) 療養病床を有する診療所に置くべき従業者の員数について定めることとします。(第8条関係)
- (8) 療養病床を有する診療所の施設の基準について定めることとします。(第9条関係)
- (9) その他
 - ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に必要な経過措置を規定することとします。

滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

県立社会福祉施設のうち、滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘を廃止するため、滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘の廃止について

健康福祉部医療福祉推進課

1. 経過

(平成 21 年)

- 8 月 21 日 「外郭団体および公の施設の見直しに関する提言」
(滋賀県行政経営改革委員会)
- 9 月 15 日 「県立社会福祉施設のあり方に関する提言」
(県立社会福祉施設のあり方検討委員会)
- 12 月 「外郭団体および公の施設見直し計画」 (滋賀県)

(平成 22 年)

- 1 月 21 日 厚生・産業常任委員会で県立社会福祉施設のあり方に関する方針(案)を説明
- 2 月 1 日 入所者の新規募集を停止

2. 施設の概要

(種別) 軽費老人ホーム (A型)

老人福祉法第 20 条の 6 に基づく軽費老人ホームとして、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上の者を、無料または低額な料金で入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談および援助、健康管理等を行う施設

(設置) 昭和 49 年 10 月

(場所) 東近江市五個荘川並町 330

(定員) 50 人

(敷地面積) 7,941.72 m² (公簿)

(建物面積) 1, 795. 87 m² (延床)

(指定管理者) 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団

(指定管理期間: 平成23年4月1日~25年3月31日)

(指定管理料) 平成24年度: 61, 16.0千円

(利用者数の推移)

平成22年4月1日現在... 36人

平成23年4月1日現在... 24人 (前年比▲12人)

平成24年4月1日現在... 8人 (前年比▲16人)

平成24年10月1日 ... 0人

(当初入所者の転居先)

・ケアハウス	... 23人	・退所 (病院へ)	... 2人
・認知症グループホーム	... 3人	・在宅へ	... 4人
・特別養護老人ホーム	... 1人	・死亡	... 2人
・老人保健施設	... 1人		

3. 廃止にかかる議決事項

「滋賀県立軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案」

※公布の日から施行予定

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に伴い、保育所、幼稚園等の計画的な整備、保育および幼児教育の質の向上その他の子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るための事業の実施期限を延長するため、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長することとします。
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 24 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中、「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。</p>

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に伴い、非正規労働者、中高年齢者等の生活を支援するための事業の実施期限を延長するため、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的を限定することとします。(第1条関係)
- (2) 条例の有効期限を平成26年12月31日まで延長することとします。(付則関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)は、平成26年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「創出を図る事業を実施するとともに」を「確保に資するよう」に改める。

付則第 2 項中「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 12 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

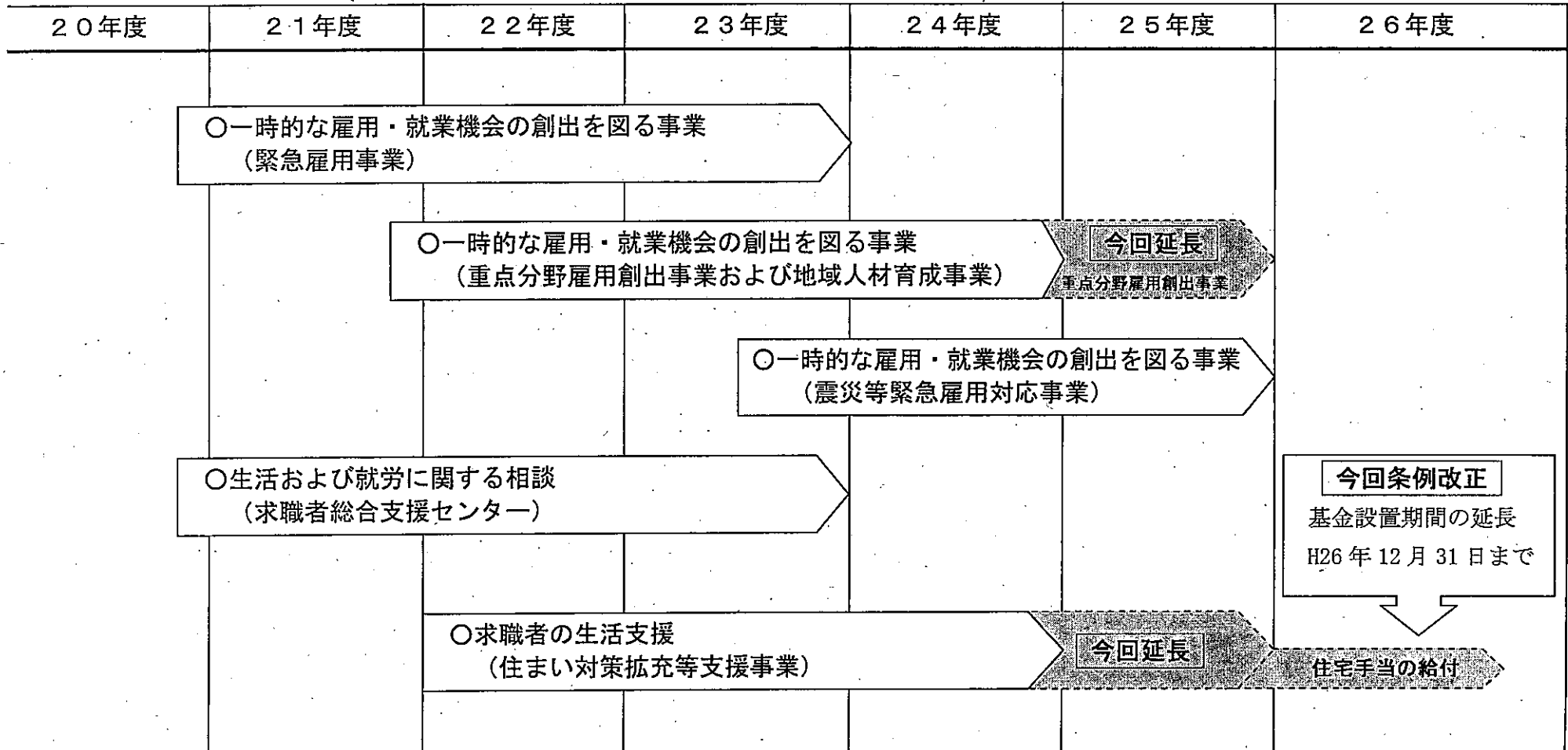
滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 厳しい雇用失業情勢に対処し、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用および就業の機会の創出を図る事業を実施するとともに、これらの者の生活を支援するため、滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 厳しい雇用失業情勢に対処し、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用および就業の機会の確保に資するよう、これらの者の生活を支援するため、滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、平成26年12月31日限り、その効力を失う。</p>

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正

【改正の内容】

国の制度改正に伴い、一時的な雇用・就業機会の創出を図る事業（緊急雇用創出特別推進事業）のうち重点分野雇用創出事業の実施期間を平成 25 年度末まで延長する。あわせて、求職者の生活を支援する事業（住まい対策拡充等支援事業）を平成 25 年度末まで（一部事業の給付のみ平成 26 年 12 月末まで）延長する。



滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模な介護施設の整備の促進等の事業の実施期限を延長するため、所要の改正を行うものです。

2 概 要

- (1) 基金の設置目的を限定することとします。（第1条関係）
- (2) 条例の有効期限を平成26年3月31日まで延長することとします。（付則関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)は、平成25年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備」を削る。

付則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模な介護施設の整備の促進等および高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備を図るため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条から第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模な介護施設の整備の促進等を図るため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条から第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。</p>

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に伴い、介護施設等の円滑な開設を図るための事業の実施期限を延長するため、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成26年3月31日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成24年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第58号）の一部を次
のように改正する。

付則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>